

平成 26 年度第 2 回三重県社会福祉審議会資料

第 6 期三重県介護保険事業支援計画・第 7 次三重県高齢者福祉計画

(1) 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

県では、介護保険制度を中心として、県民、市町および広域連合と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、平成 26 年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を策定し、介護サービス基盤の整備や認知症施策の推進等に取り組んできました。

このたび、現計画に基づき開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が 75 歳以上となり介護が必要な高齢者が増加する平成 37 年度までの 3 年毎の各計画を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するため、プランの改訂を行います。

1 中間案の内容

(1) 計画の期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

(2) 構成

第 1 章 はじめに

策定の趣旨、プランのめざすべき方向性、策定のための体制、プランの期間と PDCA サイクルの導入などを記述しています。

第 2 章 プラン策定にあたっての考え方

高齢者の現状、高齢者を取り巻く状況、計画の考え方を記述しています。

第 3 章 具体的な取組

地域包括ケアシステムの実現に向け、次の 9 つを柱に、その取組内容を記述しています。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 介護サービス基盤の整備 | 2. 在宅医療・介護連携の推進 |
| 3. 認知症施策の推進 | 4. 介護予防・生活支援サービスの推進 |
| 5. 高齢者に相応しい住まいの確保 | 6. 高齢者の安心確保・生きがい対策の推進 |
| 7. 介護・福祉人材の安定的な確保 | 8. 介護保険制度の円滑な運営 |
| 9. 介護給付適正化の推進 | |

第 4 章 計画期間中のサービス量等の見込み

サービス量や費用の見込みを記述することとしています。

第 5 章 おわりに

主な取組体系の目標値について記述することとしています。

2 今後の予定

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 平成 27 年 2 月 | 最終案を第 3 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議 |
| 3 月 | 最終案を県議会で説明 |

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)の概要

第1章 はじめに(別冊3 P1~P10)

かがやきプランは、介護保険法および老人福祉法に基づいて定めるものです。プランのめざす方向としては、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することとしています。

また、プランは年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価を行い、評価をもとに改善を行うPDCAサイクルにより運用します。

第2章 プラン策定にあたっての考え方(別冊3 P11~P25)

(1) 高齢者の現状(別冊3 P13~P16)

平成25年10月1日現在の65歳以上人口は、約47万7千人(高齢化率26.1%)であり、平成37年には約52万8千人(同30.8%)に達する見込みです。

高齢化に伴い、要介護者の増加が見込まれ、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯も増加する見込みです。

また、認知症高齢者も平成27年には約5万2千人、平成37年には約6万8千人に達する見込みです。

(2) 高齢者を取り巻く状況(別冊3 P17~P19)

県民の介護に対する意識調査の結果、介護が必要となった場合に「介護を受ける場所」については、約52%が「自宅で介護を受けたい」と答え、「介護保険施設や有料老人ホーム等で介護を受けたい」と答えた方は約36%でした。

一方、家族に介護が必要となった場合に「介護を受けさせる場所」については、約49%が「自宅で介護を受けさせたい」と答え、「介護保険施設や有料老人ホーム等で介護を受けさせたい」と答えた方は約38%となっています。

(3) 計画の考え方(別冊3 P20~P25)

市町等は保険者として介護保険制度における主導的な役割を果たしており、高齢者の保健福祉事業の多くは市町が中心となって行われています。

一方、県は広域的な観点から地域包括ケアシステムの構築を進め、市町等が地域の実情に応じた施策を実施できるよう支援します。

平成26年6月に、医療介護総合確保推進法が成立し、それに伴い介護保険法等の改正が行われ、プランは法律に沿った内容に改訂しています。

また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

第3章 具体的な取組（別冊3 P27～P182）

（1）介護サービス基盤の整備（別冊3 P29～P49）

- ・広域型の特別養護老人ホームについては、入所を必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、小規模特別養護老人ホームの整備と併せて計画的に整備を進めます。
- ・認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備の支援を行います。

（2）在宅医療・介護連携の推進（別冊3 P51～P57）

- ・全ての市町において在宅医療・介護連携の取組が進められるよう、他市町の取組や先進地の情報等についての事例報告会あるいは研修会を開催します。
- ・在宅医療・介護連携の要となる介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー等への研修等を通じ、質の高い人材育成・確保を推進します。【新】

（3）認知症施策の推進（別冊3 P59～P71）

- ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症患者の実態や医療提供体制をふまえ、診療所型認知症疾患医療センターの必要性も含め、設置について検討します。
- ・市町における認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組を支援します。【新】
- ・徘徊等により行方不明となる認知症高齢者を早期に安全に保護するため、市町における徘徊・見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進します。

（4）介護予防・生活支援サービスの推進（別冊3 P73～P96）

- ・県内で活動するリハビリテーション専門職の各種団体への協力依頼を行い、住民主体の通いの場、地域ケア会議等への派遣や関与など、専門的知識を積極的に活用できる環境を整えます。【新】
- ・高齢者を含む多様な主体によるサービスの提供を地域に生み出し、発展させていくため、生活支援コーディネーターの養成のための研修会を開催します。【新】

（5）高齢者に相応しい住まいの確保（別冊3 P97～P104）

- ・有料老人ホームについて、施設に対する指導・助言を行い、サービスの質の確保を支援します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅について、書面および立入検査等による指導・助言を行い、適切な運営や質の高いサービスが確保されるよう支援します。

（6）高齢者の安心確保・生きがい対策の推進（別冊3 P105～P138）

- ・市町において高齢者の見守り活動が実施されるよう、地域の関係者が相互に連携し合えるネットワークづくりの構築を支援します。
- ・地域ケア会議の充実に向けて、地域ケア会議活動支援アドバイザーを派遣します。

- ・高齢者自らが生きがいを高め、健康づくりを進めるために、老人クラブ活動を支援します。

(7) 介護・福祉人材の安定的な確保（別冊3 P139～P155）

- ・介護職に従事していない潜在的有資格者が、介護に関する知識等を再確認するための研修等を実施し、介護現場への再就業を支援します。【新】
- ・介護支援専門員は、介護保険制度上重要な役割を担うことから、引き続き資質向上に必要な研修を実施します。
- ・喀痰吸引等研修機関の登録及び従事者の登録を適正に行い、利用者が安心してサービスを受けられるように介護職員の養成に取り組みます。

(8) 介護保険制度の円滑な運営（別冊3 P157～P172）

- ・介護保険財政に赤字が見込まれる場合に、県が設置した財政安定化基金から保険者に貸付（無利子）や交付を行います。
- ・要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わるすべての者を対象に研修会を実施するなど資質向上に取り組みます。
- ・利用者による適切な介護サービスの選択ができるように、介護保険サービス事業者の情報を公表します。

(9) 介護給付適正化の推進（別冊3 P173～P182）

- ・介護サービス事業者等への指導・監査体制を強化します。
- ・苦情処理委員会等と連携し、立入調査を行うなど、苦情等の早期解決を図ります。

第4章 計画期間中のサービス量等の見込み（別冊3 P183）

サービス量や費用の見込みを記述することとしています。

第5章 おわりに（別冊3 P187）

主な取組体系の目標値について記述することとしています。

(2) 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案) について

県では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」を統合した計画として、「みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成24年度～平成26年度)」を策定し、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組んできました。

現行計画は、平成26年度で終期を迎えることから、現行計画の検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、プランの改訂を行います。

1 中間案の内容

(1) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(2) 構成

第1編 計画策定の基本的方向

現行プランによる取組成果や障がい者を取り巻く基本的な状況をまとめ、計画の基本的な考え方として、基本理念および障がい者施策の基本原則を記述しています。

第2編 重点的取組

法整備等に伴う新たな課題や、現行プランにおける残された課題に対応するため、下記の6項目の重点的取組を設定し、それぞれの取組内容等を記述しています。

- ①権利の擁護に関する取組
- ②障がい者雇用に関する取組
- ③障がい者スポーツに関する取組
- ④地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- ⑤途切れのない相談支援に関する取組
- ⑥災害時の対応に関する取組

第3編 分野別施策

県が取り組む障がい者施策を、下記の3項目に分け、それぞれの取組内容等を記述しています。

- ①共生社会を実感できる地域社会づくり
- ②生きがいを実感できる地域社会づくり
- ③安心を実感できる地域社会づくり

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み（障害福祉計画）

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的に策定する障害福祉計画を示すこととしています。

第5編 計画の推進

計画を着実に実施していくための体制や進行管理について記述しています。

2 今後の予定

平成27年 2月

最終案について三重県障害者自立支援協議会で検討

最終案について三重県障害者施策推進協議会で検討

3月

最終案を県議会で説明

第1編 計画策定の基本的方向(別冊4 P1～P30)

第1章 計画の策定にあたって(別冊4 P1～P8)

1 計画策定の背景と趣旨

現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、改訂

2 計画の基本的事項

- (1)計画の位置づけ
 - ・障害者基本法第11条第2項の「都道府県障害者計画」
 - ・障害者総合支援法第89条第1項の「都道府県障害福祉計画」
- (2)他の計画との関係
 - ・「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」「三重県ユニバーサルデザインのみちづくり推進計画」など関連する他の計画と整合
- (3)計画の期間
 - 平成27年度から平成29年度まで

3 現行プランによる取組成果

- 【主な取組(重点的取組)】
- (1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援
 - ・社会的事業所の創設支援、ステップアップカフェの設置、支援「障害者雇用率改善プラン」の発表、農場連携による就労支援、キャリアアプ教育マネージャー等による職場開拓、共同受注窓口の受注実績の向上、県から障害者就労施設等への調達拡大など
 - (2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備
 - ・障がい者スポーツ競技団体の結成支援、果全域で活動するスポーツ組織に対する活動支援など
 - (3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化
 - ・専門性の高い相談事業における地域支援機能の強化、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等による子どもたちの発達支援体制の強化など
 - (4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応
 - ・障がい者入所施設の耐震化の促進、福祉避難所確保に向けた働きかけ、避難行動要支援者名簿の早期作成に向けた助言など

- 【残された課題(重点的取組)】
- (1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援
 - ・法定雇用率(2.0%)の早期達成、社会的事業所や農業分野など多様な就労先の確保、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の推進、福祉的就労における工賃向上など
 - (2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備
 - ・上級障がい者スポーツ指導員の養成など全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、パラリンピック選手のキャンプ地誘致など
 - (3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化
 - ・専門性の高い相談事業における地域支援機能の強化、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等による子どもたちの発達支援体制の強化など
 - (4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応
 - ・福祉避難所のさらなる確保、避難行動要支援者名簿の策定促進、DPAT(災害派遣道精神医療チーム)の体制整備など

第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況(別冊4 P9～P23)

1 障がい者の状況

- (1)身体障害者手帳所持者数 74,181人(平成26年4月1日)
- (2)療育手帳所持者数 12,248人(平成26年4月1日)
- (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数 10,000人(平成26年3月31日)
- (4)重症心身障がい児・者数 764人(平成26年4月1日)
- (5)遷延性意識障がい者数 1,180人(平成25年12月)

(概要は別紙)

2 障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査結果

3 障がい者を取り巻く環境変化

- (1)国際的な動向
 - ・障害者権利条約の批准(平成26年1月20日)、効力の発生(平成26年2月19日)
- (2)国内の動向
 - ①障害者差別解消法の制定、②障害者虐待防止法の施行、③障害者優先調達推進法の施行、④アニュアル健康障害対策基本法の施行 など

第3章 計画の基本的な考え方(別冊4 P24～P30)

1 基本理念 「障がい者の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

2 障がい者施策の基本原則

障害者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、

(1)障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう必要な支援を行います。

(2)障がい者本位の途切れのない支援

ライフステージに応じた途切れのない支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育、就労等関係機関の連携による支援を行います。

(3)障がい者の状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情等に応じた個々の障がい者の支援の必要性をふまえた支援を行います。

(4)社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去を進め、障がい者の美質的な社会への参加を支援します。

(5)総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施するとともに、医療、子ども・子育て、教育等の関係する施策と整合を図り、総合的な施策展開を図ります。

第2編 重点的取組(別冊4 P31～P50)

障害者差別解消法の施行に向けた課題などの「権利の擁護」や、地域社会における生活支援などの「地域生活への移行と地域生活の支援」に関する新たな課題や、現行プランでの4項目の重点的取組における残された課題に対応するため、6項目の重点的取組を設定

第1章 権利の擁護に関する取組

(別冊4 P31～P33)

取組方向1 障がい者を理由とする差別の解消

- ・職員対応要領の策定
 - ・障害者差別解消支援地域協議会の設置
 - ・事業者が行う合理的配慮への支援 など
- #### 取組方向2 障がい者虐待の防止
- ・研修等による障がい者虐待の未然防止
 - ・虐待発生後の、事業所への継続的な確認等適切な対応
 - ・専門家チームの活用による専門性の強化 など

第2章 障がい者雇用に関する取組

(別冊4 P34～P37)

取組方向1 就労に向けた支援

- ・職業訓練、就労支援講座、特別支援学校における提案型の職場開拓等による就労に向けた支援 など

取組方向2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

- ・共同受注窓口や、県における優先調達の拡大等による工賃向上
- ・障害者就業・生活支援センターを中心とした、関係事業所間のネットワークの強化 など

取組方向3 雇用の場の拡大

- ・ステップアップカフェにおける支援による、働く意欲のある障がい者が当たり前に働ける環境の整備
- ・社会的事業所の設置促進や、農業分野における就労等新たな障がい者雇用の場の開拓 など

第3章 障がい者スポーツに関する取組

(別冊4 P38～P40)

取組方向1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

- ・全国障害者スポーツ大会三重大会の開催に向け、会場地の選定、準備委員会の設置、基本方針の策定などの準備
- ・障がい者スポーツ指導員や審判員などの養成
- ・国内外の大会で活躍できる選手の育成 など

取組方向2 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・東京オリンピック・パラリンピック選手のキャンプ地誘致などによる参加意欲の向上
- ・三重県障がい者スポーツ大会の開催など障がい者スポーツへの参加機会の充実 など

第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

(別冊4 P41～P44)

取組方向1 地域生活への移行

- ・サービス等利用計画に基づく支援や自立生活体験室等による福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・ピアサポーターの活用や入院時における障害福祉サービスの利用等による精神障がい者の地域生活への移行 など

取組方向2 地域生活の支援

- ・障害福祉サービスの基盤整備の促進等による地域生活支援体制の強化
- ・強度行動障害支援者養成研修の実施等による発達障がい・行動障がいのある障がい者への支援体制の強化
- ・医療、介護、保育、教育等支援機関の連携強化等による医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制の強化 など

取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

- ・サービス等利用計画の質の向上や(自立支援)協議会の活性化等による関係機関の機能強化 など

第5章 途切れのない相談支援に関する取組

(別冊4 P45～P48)

取組方向1 相談支援体制の整備

- ・基幹相談支援センターや、市町の発達総合支援室の設置促進等による市町の相談支援体制への支援
- ・専門的な相談支援事業における、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化
- ・パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制整備の支援
- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づく人材育成 など

取組方向2 途切れのない支援

- ・地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化
- ・発達障がい者地域支援マネージャーの配置による、適切な支援につなげる体制整備
- ・関係機関の連携による、障害児入所施設利用者への、退所後の地域生活を見据えた支援
- ・三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備 など

第6章 災害時の対応に関する取組

(別冊4 P49～P50)

取組方向 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

- ・市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の策定促進
- ・福祉避難所のさらなる確保
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の設置
- ・三重県聴覚障害者支援センターと市町との協定締結の促進
- ・医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応に関する検討 など

第3編 分野別施策(別冊4 P51～P86)

第1章 共生社会を実現できる地域社会づくり (別冊4 P51～P60)

1 障がいに対する理解の促進

・啓発・広報の推進、福祉教育の推進、ボランティア活動の促進

2 社会参加の環境づくり

・障がいの状態に応じた活動支援、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり、情報・コミュニケーションの支援、選挙等における配慮

3 権利の擁護

・障がいを理由とする差別の解消、虐待防止に対する取組の強化、権利擁護のための体制の充実

第2章 生きがいを実現できる地域社会づくり (別冊4 P61～P69)

1 特別支援教育の充実

・指導内容・相談支援体制の充実、専門性の向上、特別支援教育充実のための教育環境整備

2 就労の促進

・ステップアップカフェによる障がい者雇用の環境整備、優先調達の推進など福祉的就労への支援、社会的事業所の拡充や農業分野における就労など多様な就労機会の確保

3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

・全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備など障がい者スポーツの環境整備、障がい者芸術文化祭の開催など文化活動への参加機会の充実、バリアフリー観光の推進

第3章 安心を実現できる地域社会づくり (別冊4 P70～P86)

1 地域社会の支援

・地域生活への移行に向けた支援、地域生活の支援、福祉人材の育成・確保、福祉用具の活用、経済的な支援

2 相談支援体制の整備

・相談支援体制の充実、相談支援の質の向上、相談支援従事者等の人材育成

3 保健・医療体制等の充実

・障がいの早期発見と対応、アルコール健康障がい対策など医療・リハビリテーションの充実、三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備など発達支援・療育の充実

4 防災・防犯対策の推進

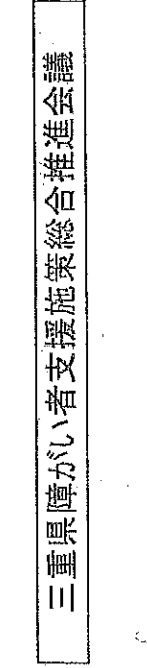
・防災対策の推進、防犯対策の推進

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み(障害福祉計画)(別冊4 P87)

【国の「基本指針」に基づき、県内市町と検討中】

第5編 計画の推進(別冊4 P88～P91)

計画におけるPDCAサイクル

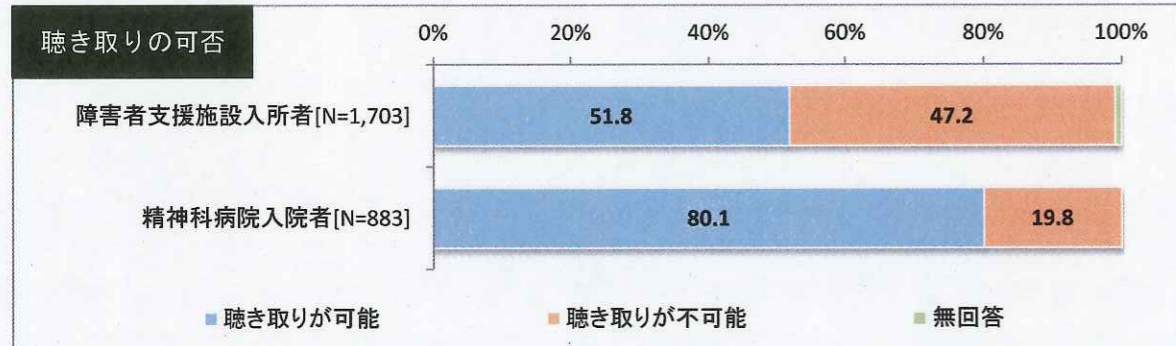
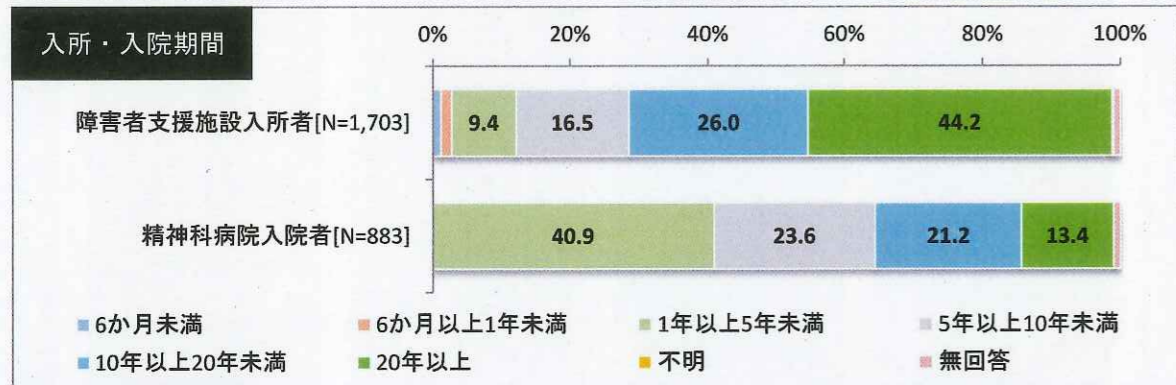
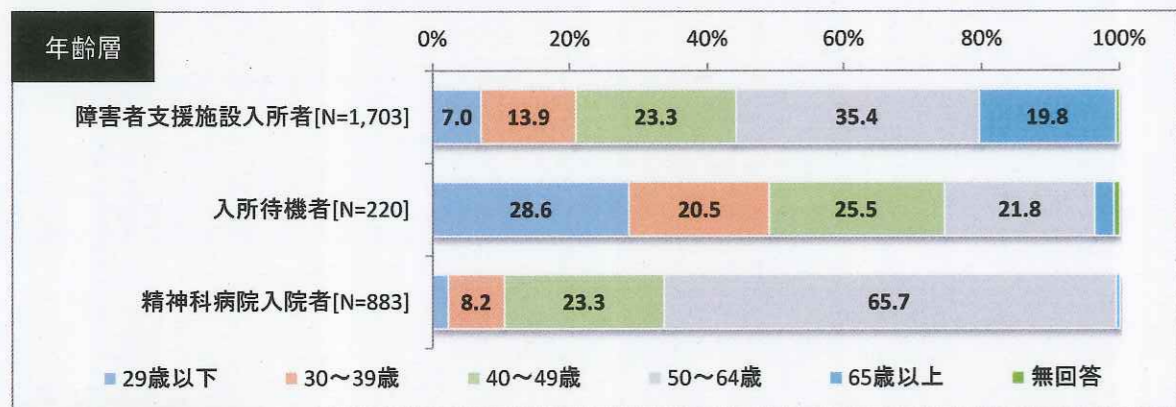


◆調査概要

- ・障がい者の地域生活に係る意向や必要な障害福祉サービス等を明らかにするとともに、次期プランの策定における基礎資料とする。
- ・調査対象：県内の障害者支援施設入所者・家族、入所待機者・家族、精神科病院入院者
- ・調査期間：平成26年8月11日～9月24日
- ・調査方法：入所・入院者は支援職員による聞き取り、入所待機者・家族は郵送調査、入所者家族は各施設を通じて調査票を配布・回収

◆対象者の状況

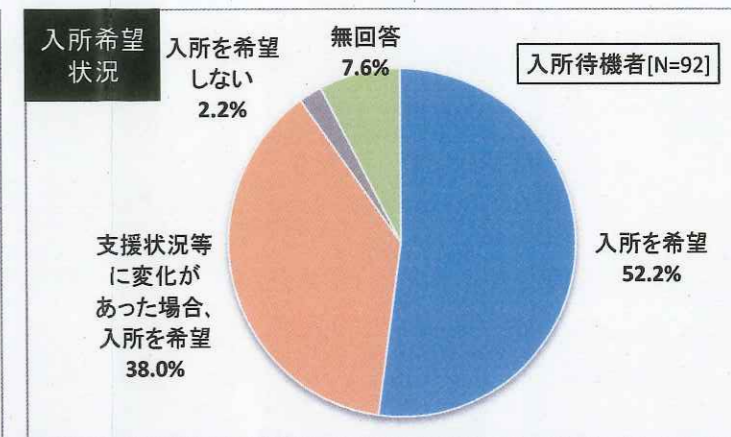
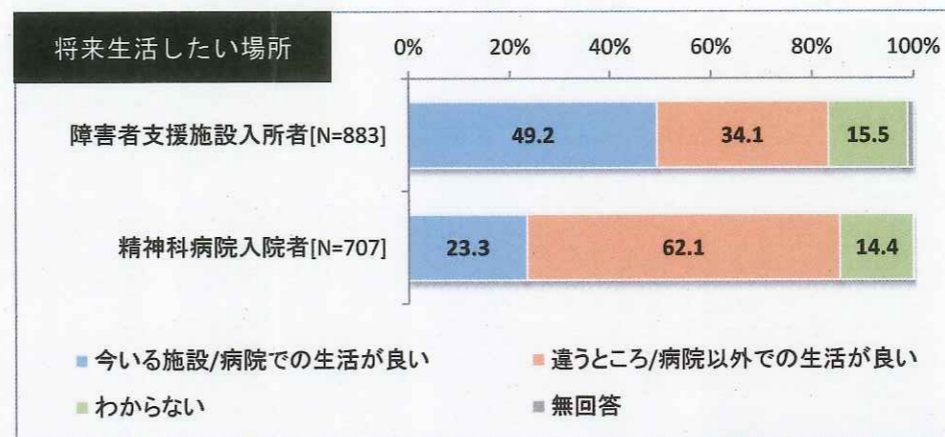
- (対象者の属性)
- ・対象者の年齢層は、施設入所者・待機者は比較的分散している。病院入院者は50～64歳の層が多い。入所・入院期間は、施設入所者で「20年以上」という人が半数近くを占める。
 - ・職員による聞き取り調査の可否判断については、「聞き取りが可能」という対象者が施設入所者ではほぼ半数、病院入院者では8割となっている。



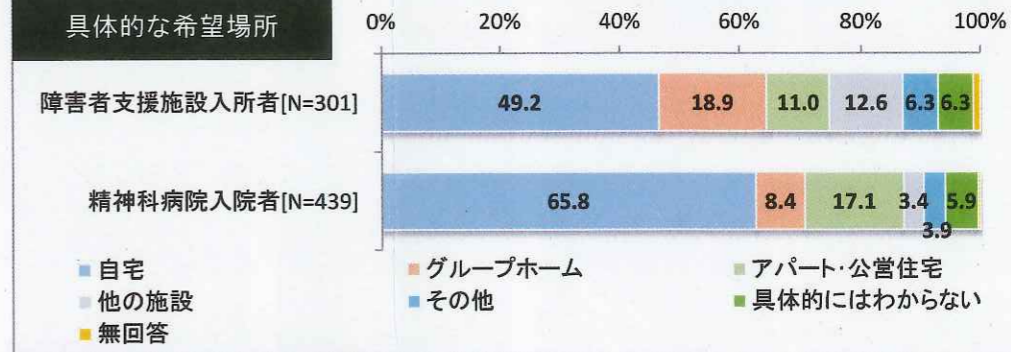
◆障がい者の意向

(今後の生活場所の意向)

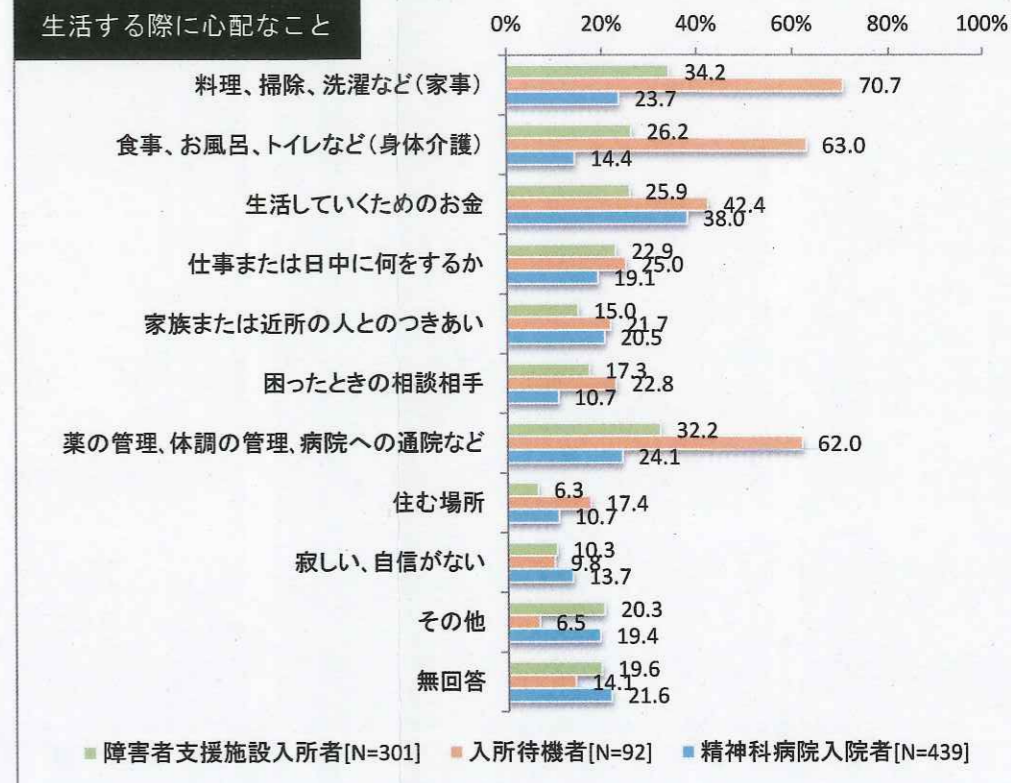
- ・入所者・入院者で、聞き取りの可能な人に対して今後の生活場所の希望を聞いたところ、施設入所者ではほぼ半数が「今いる施設での生活が良い」と回答している一方で、3分の1以上が「違うところでの生活が良い」と回答している。病院入院者では、「病院以外での生活が良い」が6割超であるが、「病院での生活が良い」も2割超であった。また、入所待機者では、「入所を希望」という人が半数超だが、「支援状況等に変化があった場合、入所を希望」という人も約4割となっている。



- ・入所者・入院者で、「違うところ/病院以外での生活が良い」と答えた人に、具体的にどこで生活したいかを聞いたところ、「自宅」という回答が多く、「グループホーム」または「アパート・公営住宅」との回答は、3割弱となっている。



- ・また、「違うところ/病院以外」で生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など(家事)」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」「生活していくためのお金」等をあげる人が多い。
- ・一方、入所待機者が、現在住んでいる場所と違うところで生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など(家事)」「食事、お風呂、トイレなど(身体介護)」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」等が高い割合である。



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. This is essential for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail.

2. The second part of the document outlines the various methods used to collect and analyze data. These methods include direct observation, interviews, and the use of specialized software tools. Each method has its own strengths and limitations, and it is important to choose the most appropriate one for the specific situation.

3. The third part of the document describes the process of data analysis. This involves identifying patterns, trends, and anomalies in the data. It also involves comparing the results of the analysis with the expected outcomes and with the data from other sources.

4. The fourth part of the document discusses the importance of communication in the research process. This involves sharing the results of the analysis with the relevant stakeholders and providing clear and concise explanations of the findings. It also involves listening to the feedback of the stakeholders and making adjustments to the research as needed.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points of the document and providing a final thought on the importance of research in the field. It emphasizes that research is a continuous process and that it is essential to stay up-to-date on the latest developments in the field.

6. The sixth part of the document discusses the importance of ethical considerations in research. This involves ensuring that the research is conducted in a fair and unbiased manner and that the rights of the participants are protected. It also involves being transparent about the methods used and the results of the analysis.

7. The seventh part of the document describes the various applications of research in the field. This includes the use of research to inform policy decisions, to develop new products and services, and to improve the quality of life for individuals and communities.

8. The eighth part of the document discusses the importance of collaboration in research. This involves working with other researchers and organizations to share knowledge and resources and to conduct research that is more comprehensive and impactful than what could be achieved on an individual basis.

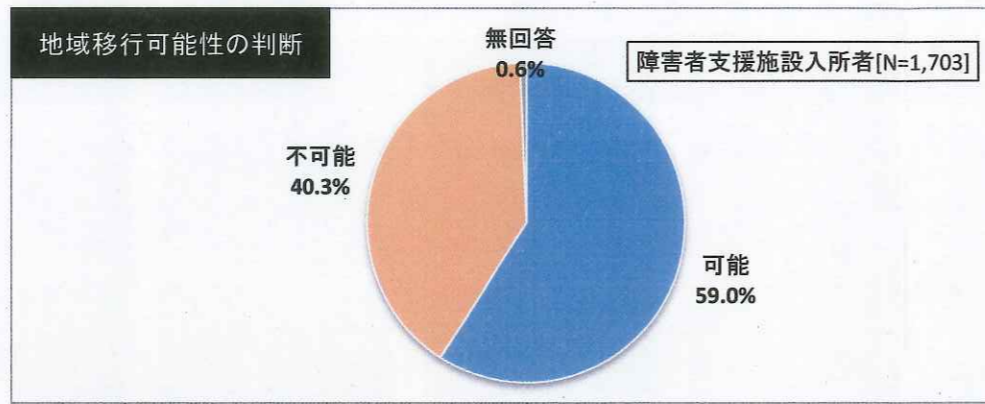
9. The ninth part of the document describes the various challenges that researchers face in the field. These challenges include limited resources, time constraints, and the need to stay up-to-date on the latest developments in the field. It also discusses strategies for overcoming these challenges and for conducting research that is both effective and efficient.

10. The tenth part of the document concludes by providing a final thought on the importance of research in the field. It emphasizes that research is a vital part of the process of understanding the world and that it is essential to continue to invest in research and to support the researchers who are working to advance our knowledge and improve our lives.

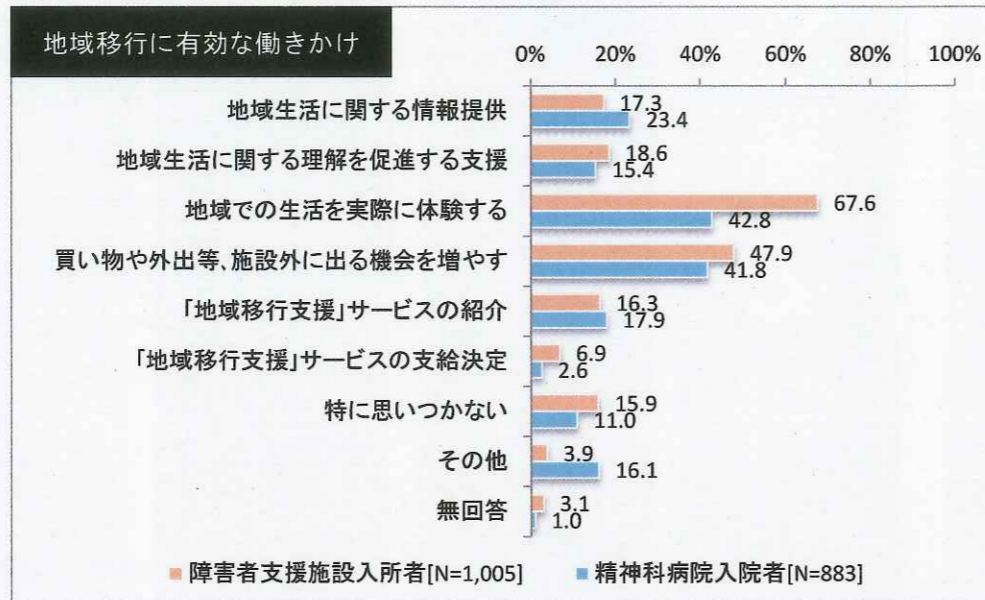
◆支援職員の判断

(地域移行に関する職員判断)

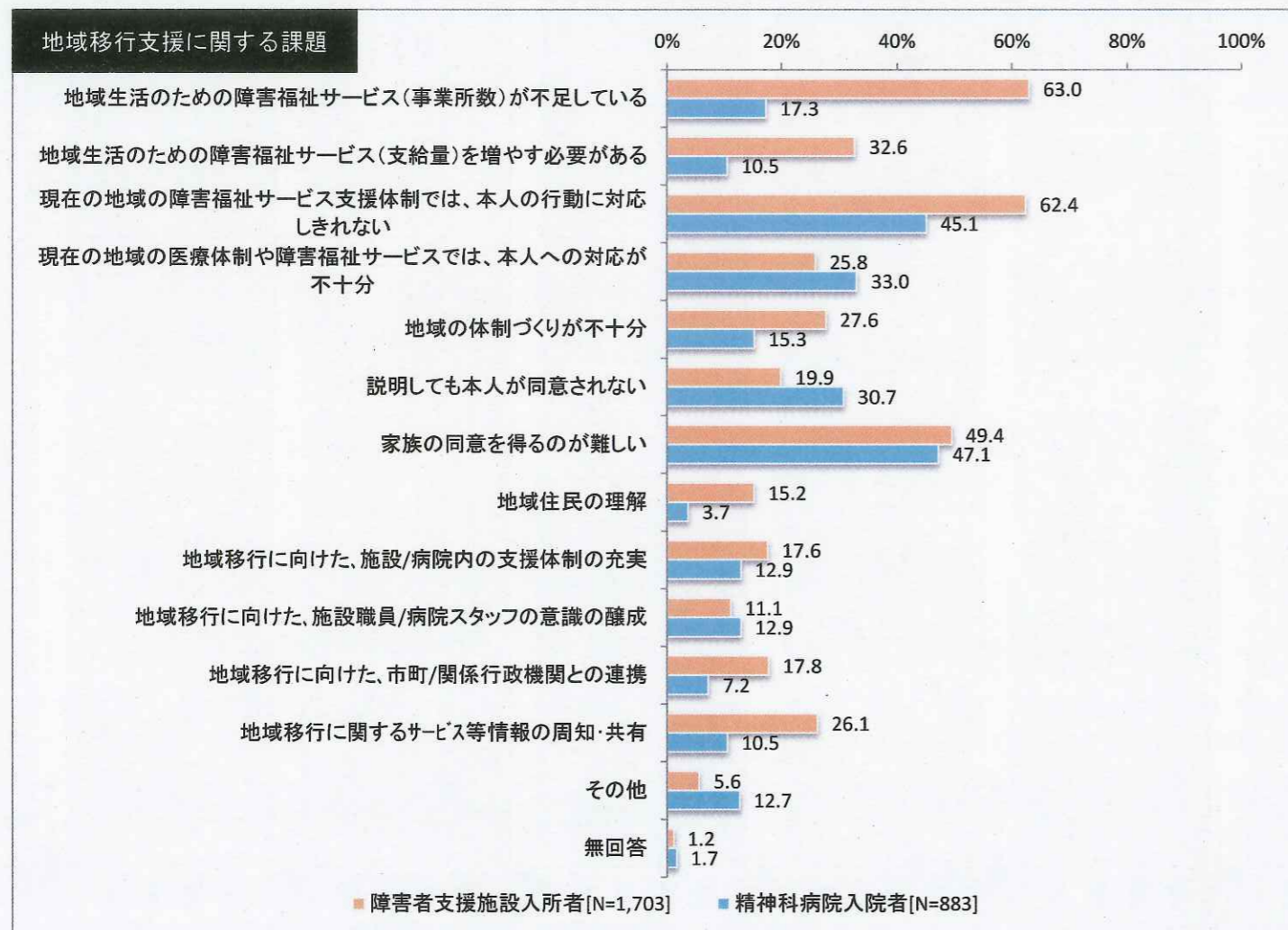
- 施設入所者の地域移行の可能性について、支援職員は、約6割の入所者について地域移行が「可能」と回答している。



- 地域移行について、本人に対する働きかけで有効と考えることとしては、「地域での生活を実際に体験する」「買い物や外出等、施設外に出る機会を増やす」など、施設/病院の外を経験することが重要とする意見が多い。

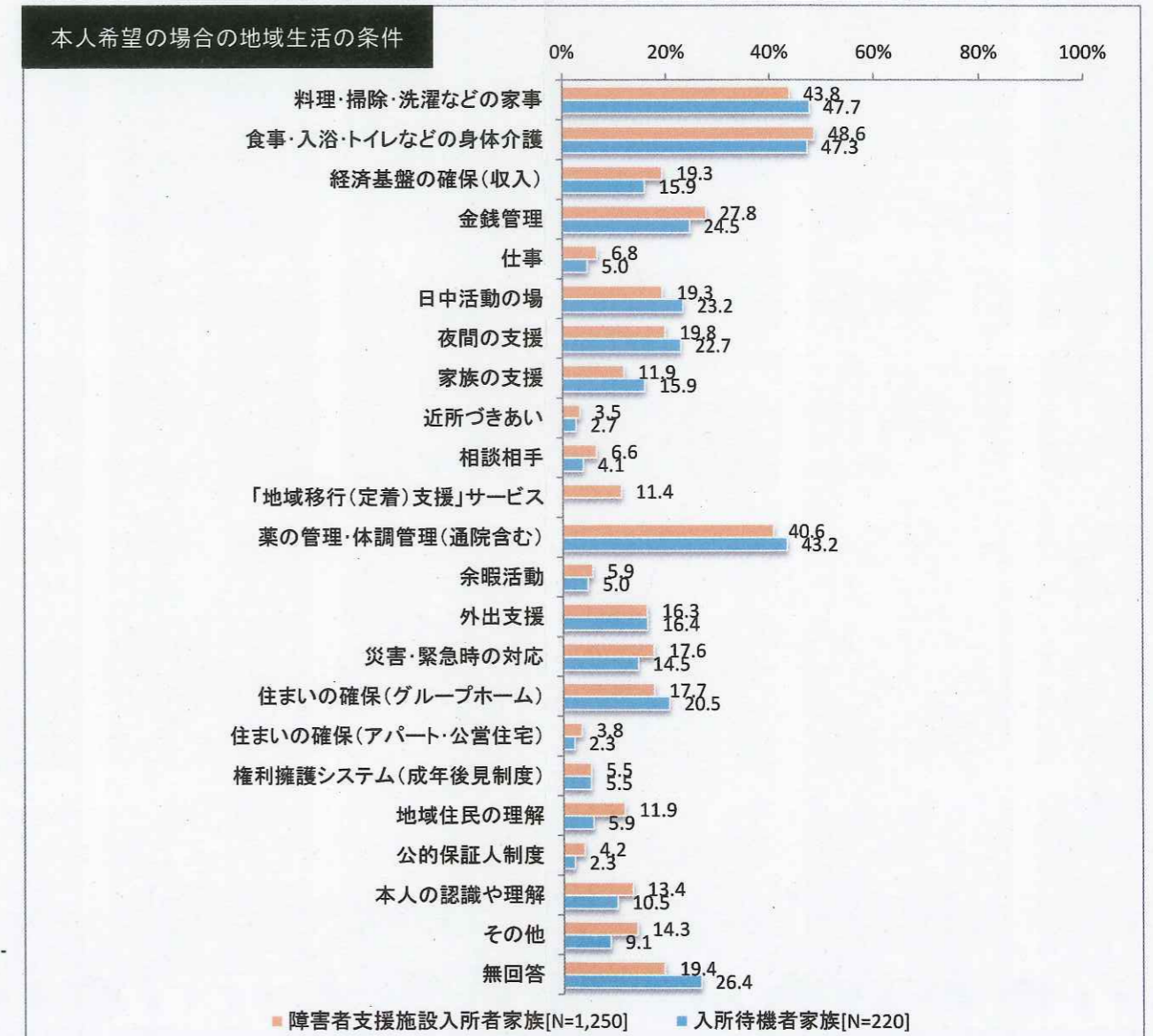
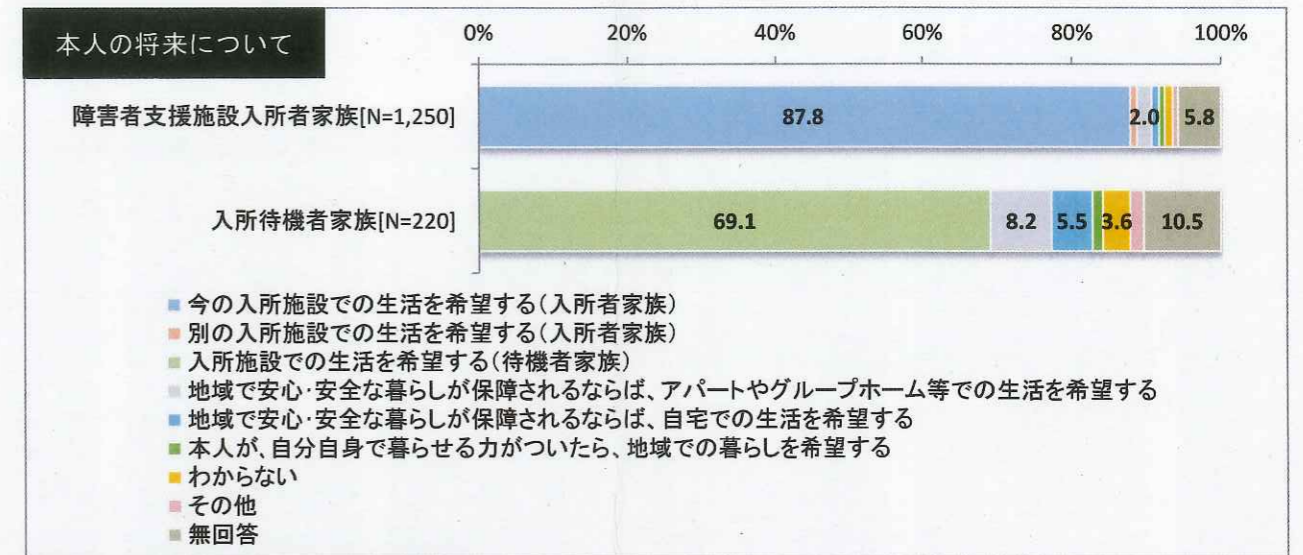


- 地域移行支援に関する課題としては、地域のサービス基盤や、家族の同意等をあげる意見が多くなっている。



◆家族の意向等

- 本人の将来の生活についての家族の意向は、施設入所者、入所待機者の家族とも、施設での生活を希望する人が多くなっている。入所待機者の家族では、地域で安心・安全な暮らしが保障されるなら、地域での生活を希望する人が15%程度見られる。
- 本人が希望した場合の地域生活の条件については、施設入所者、入所待機者の家族とも、身体介護や家事、薬の管理・体調管理などをあげる人が多くなっている。



現行プラン(平成24年度～平成26年度)

障害者計画

○基本理念

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
- 第3章 計画の基本的な考え方

第2編 重点的取組

- 第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援
- 第2章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備
- 第3章 ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化
- 第4章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

第3編 分野別施策

- 第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 障がいに対する理解の促進
 - 2 社会参加の環境づくり
 - 3 地域における生活基盤の充実
 - 4 権利の擁護
- 第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 特別支援教育の充実
 - 2 就労の促進
 - 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
- 第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
 - 1 障がい福祉サービス等の適切な提供
 - 2 相談支援体制の整備
 - 3 保健・医療体制等の充実
 - 4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標および指定障害福祉サービス等の見込み

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の設定
- 第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策
- 第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 第4章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理
- 第3章 計画の見直し

障がい者施策を次のステージへ

障がい者施策の基本原則

障がい者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、障がい者施策を推進するにあたって、5項目の基本原則を設定

- ①障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援
- ②障がい者本位の途切れのない支援
- ③障がいの状況に応じた支援
- ④社会的障壁の除去
- ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

重点的取組の見直し

障害者差別解消法の制定
障害者虐待防止法の施行
障害者優先調達推進法の施行
アルコール健康障害対策基本法の施行
など新たな法制度をふまえた取組の新設

社会的事業所の拡充、ステップアップカフェ、全国障害者スポーツ大会三重大会の準備、障がい者芸術文化祭、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等の施策を位置づけ

三重県子ども・少子化対策計画(仮称)
三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画
など、障がい者施策に関係する他の計画との整合を図る

地域生活を総合的に支援するという観点から、地域生活への移行に関する施策(第1章3地域における生活基盤の充実)と障がい福祉サービス等の提供に関する施策(第3章1障がい福祉サービス等の適切な提供)を一本化

障害福祉計画にかかる国の基本指針の改正にともなう項目の新設

次期プラン(平成27年度～平成29年度)

障害者計画

○基本理念

「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
(障がい者支援施設入所者等意向調査結果)
- 第3章 計画の基本的な考え方
(障がい者施策の基本原則)

第2編 重点的取組

- 第1章 権利の擁護に関する取組
(障がいを理由とする差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくり、虐待の防止)
- 第2章 障がい者雇用に関する取組
(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
- 第3章 障がい者スポーツに関する取組
(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備)
- 第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- 第5章 途切れのない相談支援に関する取組
(三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備)
- 第6章 災害時の対応に関する取組

第3編 分野別施策

- 第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり
 - 1 障がいに対する理解の促進
 - 2 社会参加の環境づくり
(ユニバーサルデザインのまちづくり)
 - 3 権利の擁護
(障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止)
- 第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり
 - 1 特別支援教育の充実
 - 2 就労の促進
(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
 - 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、障がい者芸術文化祭の開催)
- 第3章 安心を実感できる地域社会づくり
 - 1 地域生活の支援
 - 2 相談支援体制の整備
 - 3 保健・医療体制等の充実
(アルコール健康障がい対策、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備)
 - 4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定
(地域生活支援拠点等の整備)
- 第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策
(地域生活支援拠点等の整備および市町の支援等)
(相談支援のための体制整備)
- 第3章 障がい児支援のための体制整備
- 第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 第5章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理
- 第3章 計画の見直し

(3) 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」（中間案）について

1. 計画策定の趣旨

「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人ととどまっているなど、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じています。

また、県の児童虐待の相談対応件数が過去最多となるほか、国の「子どもの貧困率」が16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

結婚や妊娠、子育てについて、県民の理想と現実のギャップを解消し、希望を叶えるとともに、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めるため、少子化対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画、ひとり親家庭等自立促進計画を一体化した計画を策定します。

2. 中間案の概要について

(1) 計画のめざすべき社会像等

○ めざすべき社会像（別冊5 P5）

おおむね10年先のめざすべき社会像を

「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

として設定し、取り組むこととします。

○ 計画推進の原則（別冊5 P6）

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念等を踏まえて、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
- ② 家族形成は当事者の判断が最優先される
- ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
- ④ 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
- ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

○ 計画目標（別冊5 P8）

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

① 総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として2つの「総合目標」を設定します。

総合目標1

県の合計特殊出生率（平成25年 1.49）を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望が叶った場合の水準（希望出生率^{※1}）である1.8台に引き上げる。

・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。

※1 みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ども数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ども数などにより試算すると1.84。

総合目標2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合^{※2}」（平成25年度 56.0%）を、平成36年度に67.0%まで引き上げる。

・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。

※2 みえ県民カビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第3回みえ県民意識調査（平成26年1月実施）の結果に基づくもので、目標値は1年あたり1ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

② 重点目標

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

③ モニタリング指標

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は「別紙1」をご参照ください。

(2) ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けて、以下のとおりライフステージごとに切れ目のない支援が必要であり、取組ごとに「現状と課題」、「5年後のめざす姿」、「主な取組内容」に整理し、記載しています。

- 子ども・思春期（別冊5 P12）
 - ① ライフプラン教育の推進
 - ② 子どもの貧困対策
 - ③ 児童虐待の防止
 - ④ 社会的養護の推進
 - ⑤ 子どもの育ちを支える取組の推進
 - ⑥ 不登校やいじめ等への対応
 - ⑦ 健全育成の推進
 - ⑧ 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）
- 若者／結婚（別冊5 P16）
 - ① ライフプラン教育の推進（再掲）
 - ② 若者の雇用対策
 - ③ 出逢いの支援
 - ④ 困難を有する子ども・若者への支援
 - ⑤ 自殺対策
- 妊娠・出産（別冊5 P18）
 - ① 不妊に悩む家族への支援
 - ② 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
 - ③ 周産期医療体制の充実
- 子育て（別冊5 P19）
 - ① 幼児教育・保育、地域子育ての推進
 - ② 男性の育児参画の推進
 - ③ 小児医療の充実
 - ④ 在宅での療育・療養支援
 - ⑤ ひとり親家庭等の自立促進
 - ⑥ 障がい児施策の充実
- 働き方（別冊5 P24）
 - ① 子育て期女性の就労に関する支援
 - ② 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ③ マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり
- 県民の意識の高まり、環境の整備等（別冊5 P25）
 - ① 県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進
 - ② 安全・安心のまちづくり等環境整備
 - ③ 安全で安心な情報環境の整備
 - ④ 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

(3) 重点的な取組 (別冊5 P29)

めざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

また、「家族」が計画全体を貫く一つの視点であることをふまえ、それぞれの項目の中で「『家族』の形成や機能を支える取組等」について整理しています。

重点的な取組1	ライフプラン教育の推進
重点的な取組2	若者の雇用対策
重点的な取組3	出逢いの支援
重点的な取組4	不妊に悩む家族への支援
重点的な取組5	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
重点的な取組6	周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
重点的な取組7	保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
重点的な取組8	男性の育児参画の推進
重点的な取組9	子育て期女性の就労に関する支援
重点的な取組10	企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援
重点的な取組11	子どもの貧困対策
重点的な取組12	児童虐待の防止
重点的な取組13	社会的養護の推進
重点的な取組14	発達支援が必要な子どもへの対応

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は「別紙1」をご参照ください。

(4) 計画を推進するために (別冊5 P58)

計画の推進にあたっては、PDCA (計画・実行・評価・改善) のサイクルに基づき、目標達成に向けて的確に進行管理に努め、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議や三重県少子化対策総合推進本部会議に取組の進捗状況や達成度合いについて報告するとともに、ホームページ等でも公表していく予定です。

(5) 附属資料1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画 (中間案) (別紙2参照)

(6) 附属資料2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画 (中間案) (別紙3参照)

3 今後の予定

平成 27 年 1 月～2 月 第 3 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議
第 6 回子ども・子育て会議で検討

2 月 第 5 回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会
で検討

第 3 回少子化対策推進県民会議で検討

3 月 最終案を県議会で説明

「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」中間案（案）の全体像

計画期間：平成27年度～31年度

めざすべき社会像

概ね10年先

～結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重～

総合目標

- ①合計特殊出生率（平成25年1.49）をおおむね10年後を目途に結婚や出産の希望が叶った水準（希望出生率）の1.8台とする
- ②「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（25年度56.0%）を36年度に67.0%とする

計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事

子どもの最善の利益を尊重する

家族形成は当事者の判断が最優先される

人や企業、地域社会の意識を変える

家族の特性に応じてきめ細かに支援する

子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

ライフステージ毎の取組方向

切れ目のない支援

5年間で集中的に取り組む内容を

重点的な取組として位置づけ、数値目標を設定

子ども・思春期

- (1) ライフプラン教育の推進
- (2) 子どもの貧困対策
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 社会的養護の推進
- (5) 子どもの育ちを支える取組の推進
- (6) 不登校やいじめ等への対応
- (7) 健全育成の推進
- (8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）

若者／結婚

- (1) ライフプラン教育の推進（再掲）
- (2) 若者の雇用対策
- (3) 出逢いの支援
- (4) 困難を有する子ども・若者への支援
- (5) 自殺対策

妊娠・出産

- (1) 不妊に悩む家族への支援
- (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- (3) 周産期医療体制の充実

子育て

- (1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進
「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として
- (2) 男性の育児参画の推進
- (3) 小児医療の充実
- (4) 在宅での療育・療養支援
- (5) ひとり親家庭等の自立促進
一部を「子どもの貧困対策」として
- (6) 障がい児施策の充実
一部を「発達支援が必要な子どもへの対応」として

ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために

働き方

意識の高まり、環境の整備

子育てに関する支援

- (1) 子育て期女性の就労に関する支援
- (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり
- 「企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」

意識の高まり、環境の整備

- (1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進
- (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備
- (3) 安全で安心な情報環境の整備
- (4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

別紙1

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
1 ライフプラン教育の推進	家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができています。	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生への乳児ふれあい体験、中学生へのライフプラン教育 高校生への保育体験、ライフプラン等の講演会の開催 大学生に対する妊娠・出産等の正しい知識の啓発 企業の若手職員等に対するキャリアプランと合わせたライフプラン教育 	ライフプラン教育を実施している市町の割合 34.5%(26年度)	平均初婚年齢(県) 男性30.3歳 女性28.6歳(24年)
			県立学校において、ライフプラン教育等を実施している割合 ・保育実習8校(26年10月) ・講演会3校(26年10月) ・専門医等の派遣12回(26年9月末)	出生時の母の平均年齢(第1子・県) 29.7歳(24年)
2 若者の雇用対策	結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 若者が安易に非正規雇用を選択しないための啓発と正規雇用転換の支援 県内企業に対する正規雇用促進の啓発 中小企業の魅力発信、経営者と若者の交流促進 県外大学生のUターン就職促進 若者が農林水産業へ参入できる環境づくり 	「おしごと広場みえ」利用者の就職率 40.3%(25年度)	25～34歳の不本意非正規社員割合(国) 30.3%(25年度)
				大学卒の3年後の離職率(県) 35.2%(26年4月25日)
				おしごと広場みえ利用満足度(県) 90%(25年度)
3 出逢いの支援	結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。	<ul style="list-style-type: none"> みえ出逢いサポートセンターにおける出逢いの機会の情報提供や結婚の意義や良さについての啓発 市町、商工団体等への情報提供やイベントの支援 南部地域における出逢いの場づくり等の支援 結婚支援に取り組む企業への情報提供 	出逢いの場の情報提供数 21件(26年10月)	平均初婚年齢(県) 男性30.3歳 女性28.6歳(24年)
			結婚支援に取り組む市町数 11市町(25年11月)	婚姻件数(県) 8,844件(25年)
4 不妊に悩む家族への支援	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっています。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっています。	<ul style="list-style-type: none"> 不妊専門相談センターにおける相談や情報提供 特定不妊治療費用の助成 男性不妊治療や第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療に対する助成 	男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数 19市町(26年度)	不妊専門相談センターへの相談件数(県) 285件(25年度)
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> 市町の既存資源のネットワーク化と切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりへの支援 市町の産後ケアの取組への支援 	日常の育児について相談相手のいる親の割合 99.4%(26年度)	妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした市町の割合(県) 75.9%(26年度)
			妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町の割合 75.9%(26年度)	5歳児健診等を実施する市町の割合(県)
			訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町の割合 6.9%(26年度)	

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

別紙1

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師修学資金貸与制度の活用等による産婦人科医や小児科医等の人材確保と育成 ・周産期医療提供の総合的ネットワーク体制構築の調査研究 ・周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援 ・新生児ドクターカー（すくすく号）の運用 ・小児の在宅療育・療養に必要な連携体制や人材育成の支援 	出産1万あたりの産科・産婦人科医師数 96人(24年)	周産期死亡率(出産1000対)(県) 4.1(25年)
			就業助産師数 359人(24年)	
			周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率 97.4%(26年度)	
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができています。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保に向けた就職相談及び処遇改善 ・低年齢児保育の保育士加配の支援 ・病児・病後児保育の施設整備等の支援 ・放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援 ・祖父母世代の子育て支援、地域の子育て団体の活動の支援 ・多子世帯への経済的支援にかかる国への提言 	待機児童数(県) 48人(26年4月)	保育士の平均勤続年数(県) 9年2か月(25年)
			放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合(県) 88.0%(26年5月)	病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用・ファミサポ対応も含む) 20市町(26年)
				低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数 13,042人(26年4月1日)
8 男性の育児参画の推進	職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参画に関する活動紹介や情報交換等の機会の提供 ・男性の育児参画の重要性の啓発 ・子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性がかかわることができる環境づくり 	育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性) 4.2%(25年度)	男性の家事・育児時間(県) 45分(23年)
9 子育て期女性の就労に関する支援	就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できています。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生に対するライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供 ・女性が希望する形で就労継続が叶う労働環境づくり ・女性の安定就労を支援するための学習機会の提供等の支援 ・再就職後のフォローアップの実施 	女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数 0校(26年度)	25~44歳女性の就業率(県) 58.3%(24年)
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育ボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組促進 ・地域社会全体で子育てを支える趣旨に賛同する企業の活動環境づくり ・企業によるマタハラ・パタハラのない職場づくりの取組支援 	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合 31.8%(25年度)	労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数(県) 40件(25年度)
子どもの貧困対策については27年度に策定する予定の「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」をふまえて改定する予定				
11 子どもの貧困対策	子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置と地域による学習支援活動の推進 ・ひとり親家庭の就労支援 ・生活困窮家庭の子どもへの支援、ひとり親家庭等への情報交換や相談の場の提供 ・母子父子寡婦福祉資金による進学資金等の貸付 		

Country	Year	Indicator	Value	Unit
Algeria	1990	GDP per capita	1,200	US\$
Algeria	1991	GDP per capita	1,250	US\$
Algeria	1992	GDP per capita	1,300	US\$
Algeria	1993	GDP per capita	1,350	US\$
Algeria	1994	GDP per capita	1,400	US\$
Algeria	1995	GDP per capita	1,450	US\$
Algeria	1996	GDP per capita	1,500	US\$
Algeria	1997	GDP per capita	1,550	US\$
Algeria	1998	GDP per capita	1,600	US\$
Algeria	1999	GDP per capita	1,650	US\$
Algeria	2000	GDP per capita	1,700	US\$
Algeria	2001	GDP per capita	1,750	US\$
Algeria	2002	GDP per capita	1,800	US\$
Algeria	2003	GDP per capita	1,850	US\$
Algeria	2004	GDP per capita	1,900	US\$
Algeria	2005	GDP per capita	1,950	US\$

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

別紙1

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
12 児童虐待の防止	地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。	<ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する支援 児童虐待への的確な初期対応と家族支援に向けたアセスメントの実施 市町職員の人材育成支援の充実 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化 	児童虐待により死亡した児童数 0人(25年度)	児童虐待相談対応件数(県) 1,117件(25年度)
13 社会的養護の推進	社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」(平成26年度策定)に基づき、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> 1 中学校区1 里親登録をめざして里親制度の周知と新たな里親の開拓 里親に対する相談・交流支援、研修の充実 小規模グループケア化、地域分散化のための施設整備 施設の職員体制の充実、人材育成の支援 	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 7.7%(26年3月) 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 16.6%(26年3月)	要保護児童数(県) 542人(26年3月)
14 発達支援が必要な子どもへの対応	発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築され、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。	<ul style="list-style-type: none"> 「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」の整備 専門性の高い人材育成のための市町に対する技術的支援 「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進 相談対応、短期入所事業の実施等による家族支援の充実 	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合 20.5%(25年度)	子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県) 577件(25年度) 5歳児健診等を実施する市町の割合(県)

※上記とは別に、計画全体に関係の深いモニタリング指標として、以下の2つを設定。

①幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合(みえ県民意識調査) 69.4%(25年度)

②ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じるの割合(県、キッズモニター) 43.8%(26年度)

項目名稱	項目編號	項目說明	估價	備註
1. 測量師專業服務	1.1 測量師專業服務	1.1.1 測量師專業服務	1.1.1 測量師專業服務	1.1.1 測量師專業服務
2. 測量師專業服務	2.1 測量師專業服務	2.1.1 測量師專業服務	2.1.1 測量師專業服務	2.1.1 測量師專業服務
3. 測量師專業服務	3.1 測量師專業服務	3.1.1 測量師專業服務	3.1.1 測量師專業服務	3.1.1 測量師專業服務

(附) 此類工程須由註冊的測量師
 (附) 此類工程須由註冊的測量師

三重県子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）について

国の子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図り、すべての子どもに良質な成育環境を提供することを目的としたものです。

平成 27 年 4 月の新制度の本格施行に向けて、市町は、実施主体として、教育・保育や地域子ども・子育ての必要量について見込みを立て、確保方策を検討し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。県は、市町が計画に基づき事業を着実に実施できるよう支援するとともに、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施するため、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「県支援計画」といいます。）を策定することとされています。（計画期間：平成 27～31 年度）

1 教育・保育の量の見込み、確保方策（別冊 5－県支援計画－別紙 1）

各市町の量の見込み、確保方策をとりまとめた結果、概要は次のとおりです。市町では、平成 29 年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした国の「待機児童解消加速化プラン」をふまえ、確保方策を定めることになっています。

（量の見込み）

・需要は平成 27 年度にピークを迎え、以後、平成 31 年度まで減少していきます。

（確保方策（平成 27 年度））

・ 1 号認定の子どもは、幼稚園、認定こども園を利用します。大部分の市町において供給が需要を上回っていますが、管内に幼稚園がない 7 市町では、需要が供給を上回っています。

・ 教育ニーズを持つ 2 号認定の子どもは、認定こども園、保育所を利用するか、幼稚園の一時預かりを利用する場合があります。5 市において需要が供給を上回っています。

・ 保育ニーズの 2 号認定の子どもは、保育所、認定こども園を利用します。1 市において需要が供給を上回っています。

・ 3 号認定の子どもは、保育所、認定こども園を利用します。5 市町において需要が供給を上回っています。

〔子どもの認定区分〕

- ・ 1 号認定 3 歳～5 歳で、教育を希望する子ども
- ・ 2 号認定 3 歳～5 歳で、保育を必要とする子ども
- ・ 3 号認定 0～2 歳で、保育を必要とする子ども

2 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

- ・各市町が平成31年度までに設置する認定こども園の設置目標数は18施設であり、既存の5施設と合わせると23施設となります。
- ・県では、新制度の目的である「幼児教育・保育の総合的な推進」を図るため、区域ごとの認定こども園の潜在的ニーズ（量の見込み）を考慮し、計画に盛り込みます。

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 量の見込み、確保方策（別冊5－県支援計画－P15 および別紙3）

各市町の量の見込み、確保方策をとりまとめた結果、概要は以下のとおりです。なお、別紙3の数値は暫定値であり、各市町において確保方策等について、検討されているところです。

（量の見込み）

- ・県全域でみた量の見込みは、放課後児童健全育成事業など一部の事業を除いて、平成27年度に最大値となります。

（確保方策(主なもの、平成27年度)）

- ・放課後児童健全育成事業においては、20市町で供給が需要を上回っていますが、9市町では、需要が供給を上回っています。
- ・病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）においては、18市町において供給が需要を上回っています（うち1町は需要なし）が、11市町では、需要が供給を上回る、または供給を検討中となっています。

(2) 県による重点的な取組

- ・病児・病後児保育のニーズに応じて、対応する市町を拡大していく必要があり、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費、広域利用に向けた取組について支援していきます。
- ・放課後児童クラブの創設に対する補助に加え、改築に対する補助や、国庫補助が受けられない小規模な放課後児童クラブの運営に対する補助などについて検討していきます。

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

- ・待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保が重要になっています。保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰、保育士の処遇改善など労働環境の改善に向けた取組を支援していきます。また、保育士修学資金貸付制度の創設について検討していきます。
- ・放課後児童クラブの人材確保について、放課後児童支援員資格認定研修（仮称）や、子育て支援員（仮称）養成研修の実施を検討します。

第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（中間案）について

ひとり親家庭等自立促進計画（以下「計画」といいます。）については、「母子及び寡婦福祉法」（以下「法」といいます。）第12条に基づき、平成17年に第一期計画を、平成22年に第二期計画を策定し、ひとり親家庭等に対する生活支援、就業支援等に取り組んできたところです。法改正による父子家庭への支援の拡充等や国の「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえ、第二期計画の取組やひとり親家庭等実態調査（平成26年7月実施）で明らかとなった課題を検証したうえで、計画の見直しを行います。

1 ひとり親家庭世帯数の状況

本県のひとり親家庭世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%、父子世帯は54.7%の増加となっています。

平成22年の20歳未満の世帯員がいる世帯に占める母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%、ひとり親世帯全体では9.6%の割合となっています。

2 課題（別冊5－計画－P9）

第二期親計画における取組状況やひとり親家庭等実態調査に基づいて明らかとなった課題は次のとおりです。

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題

母子家庭の母は、約8割が就労していますが、就労収入は200万円未満が約6割となっており、ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、母子・父子福祉センターでの就労支援を強化し、ハローワーク等の関係機関と連携を図るとともに、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくこと等が必要です。

(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

一方、子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多いですが、進学することが叶わない場合もあり、一層の支援が求められます。

(3) 経済的な安定のための支援に関する課題

本県の母子家庭の世帯収入は、250万円未満の世帯が過半数を占め、経済的に厳しい状況にあります。引き続き、手当や貸付金等の家計に対する直接的な支援が必要です。

(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたり、また、父子家庭は、4人に1人が「相談相手がない」との実態調査の結果もあります。

このため、福祉事務所や母子・父子福祉センターなどでの相談機能が充実す

るよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、各種支援制度がひとり親家庭に認知されていない実態があることから、各種支援制度の周知を図っていくこと等が必要です。

3 取組内容（別冊5－計画－P15）

（1）基本理念

すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。

（2）取組の柱と具体的な取組

第二期計画の4つの取組の柱に、貧困の世代間連鎖の解消につなげることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や法改正による父子家庭への支援の拡充をふまえ、「子どもへの学習支援」と「父子家庭に対する支援の充実」の2つを加え、6つの取組の柱を定め、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として取組を進めます。

6つの取組の柱すべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

① 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

② 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

③ 子どもへの学習支援（新規）

関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

④ 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実、各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

⑥ 父子家庭に対する支援の充実（新規）

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安の解消を図ります。

(4)「三重県家庭的養護推進計画」(中間案)について

1 計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨

平成23年7月に国が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護は、原則、家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針のほか、施設に9割、里親に1割という現状を、10数年かけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく等の目標が示されました。

これを受け、本県では平成24年度に「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」を取りまとめ、平成25年度には、すべての児童養護施設・乳児院において「家庭的養護推進計画」の策定が行われました。

三重県家庭的養護推進計画は、これらをふまえ、本県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するために策定するものです。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

【基本的方向】

基本理念に則り、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向けて、計画期間を通じて取り組むべき家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定めます。

(3) 計画期間と計画の進捗管理

平成27年度から平成41年度までの15年間とし、計画期間を5年ごとの3期に区分して各期末に計画の見直しを行います。また、毎年度、関係団体等との実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進捗管理を行います。

2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

(1) 要保護児童数および養護可能な児童数

人口減少や子育て支援策の充実などにより要保護児童数の減少が見込まれるものの、児童虐待相談対応件数の急増等に伴い、社会的養護の質・量ともに拡充が求められています。このため、要保護児童数としては現状と同規模程度か微減程度(500~540人)で推移すると想定し、家庭養護や施設養護において養護可能な児童数が要保護児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

(2) 計画期間を通じて達成すべき目標の設定

本体施設のオールユニット化やグループホーム、ファミリーホームの設置、里親委託や里親支援等を推進し、平成41年度までに、「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を3分の1ずつとすることを目標とします。

(目標設定項目)

*各計画期間の()は計画期間中の整備予定数

	現状	前期	中期	後期	養護可能な 児童数
里親等委託率	16.4%	22.4%	27.8%	33.3%	180
本体施設ユニット (ユニット数)	26	40(+14)	45(+5)	47(+2)	256
分園型グループケア (ユニット数)	2	7(+5)	11(+4)	12(+1)	76
地域小規模児童養護施設 (施設数)	5	9(+4)	12(+3)	15(+3)	90

この目標達成に向けては、里親登録の増加やファミリーホームの設置促進、また、施設の小規模化・地域分散化と職員の確保および専門性の向上等が必要です。

3 家庭養護、施設養護の推進等にかかる具体的な取組方策

(1) 家庭養護 (別冊6 P5~9)

- ①里親等委託の推進 (別冊6 P5~7)
- ②里親支援の充実 (別冊6 P8)
- ③ファミリーホームの設置促進・支援の充実 (別冊6 P9)

【現状】	登録数 (世帯)	委託中 (世帯)	委託児童 (人)		登録数 (世帯)	委託中 (世帯)	委託児童 (人)
里親	192	66	78	(15年後) ➔	320	120	130
ファミリーホーム	3	3	6		12	12	50
計			84				180

(2) 施設養護 (別冊6 P10~15)

- ①施設整備、定員設定/ユニット数 (別冊6 P10~12)
- ②職員体制、人材確保・人材育成 (別冊6 P13~14)
- ③施設の高機能化、地域支援の充実 (別冊6 P14~15)

*各計画期間の()は計画期間中の整備予定数

施設整備	現状	前期	中期	後期	定員(人)
本体施設ユニット (ユニット数)	26	40(+14)	45(+5)	47(+2)	(養) 256
※[]内は乳児院で内数	[2]	[4]	[9]	[9]	+(乳) 45
分園型グループケア (ユニット数)	2	7(+5)	11(+4)	12(+1)	76
地域小規模児童養護施設 (施設数)	5	9(+4)	12(+3)	15(+3)	90

(3) その他 (別冊6 P16)

- ①自立支援の充実
- ②子どもの権利擁護の推進

4 今後のスケジュール

平成27年2月 最終案について第3回三重県家庭的養護推進計画策定検討会で検討
3月 最終案を県議会で説明

(5)「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)(仮称)」

(中間案) について

1 計画策定の趣旨(別冊7 P1)

国の計画である「健やか親子21」をふまえて平成14年度末に策定した本県の計画「健やか親子いきいきプランみえ」が、平成26年度で最終年度を迎えることから、少子化の進行や核家族化といった母子保健を取り巻く社会環境の変化、現計画の残された課題、および現在策定中の国の次期計画をふまえ、平成27年度以降の次期計画を策定します。

この計画は、主に母子保健分野における取組の推進を図るものですが、母親だけでなく父親や祖父母も含めた親と子、およびその家族が、県内のどの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県を実現していこうとするものです。

2 計画の基本理念(別冊7 P2)

計画の基本理念は、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とします。

3 計画期間(別冊7 P4)

平成27年度から平成36年度までの10か年の計画とし、5年を目途に見直しを行います。

4 取り組むべき課題及び目標(別冊7 P29)

基本理念を実現するため、特に次の視点を持って計画を推進します。

○継続的な支援

妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを受けることができる。

○ワンストップの支援

行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約され、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる。

○予防的支援

すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる。

○家族支援

母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する。

また、次の5つの課題を重点的に取り組むべき課題(重点課題)とし、課題ごとにめざす姿と県の取組内容、本計画の計画期間において達成すべき数値目標等を掲げて取組を推進します。

なお、数値目標等については、次の3つの指標に分類して設定し、取組の進捗状況の把握・評価を行います。

- 成果指標 取組により得られる成果を示す指標
- 取組指標 取組の実施状況を示す指標
- 参考指標 当該重点課題の状況を把握するための指標(目標値は設定しません)

(1) 地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(別冊7 P31)

(10年後にめざす姿)

市町や医療機関等との連携や支援制度の整備を通じて、妊娠・出産・育児に至るまでの間、切れ目なく必要な母子保健サービスが提供され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができます。

(県の主な取組内容)

- ・ 市町において切れ目のない母子保健事業を実施するために中心的な役割を果たす人材の育成
- ・ 妊産婦やその家族に対してホームヘルプサービスを提供する人材の育成、および産後ケアの取組の促進
- ・ 市町における母子保健事業の立案や医療機関等との連携方法等についての助言
- ・ 不妊相談センターにおける相談機能の充実、および特定不妊治療に対する助成制度等の充実

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策(別冊7 P34)

(10年後にめざす姿)

子どもたちが思春期における心身の健康の大切さを理解し、主体的に健康管理を行うとともに、妊娠・出産等についての医学的知識を持ち、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができます。

(県の主な取組内容)

- ・ 県・市町教育委員会や産婦人科医会等との連携を通じた性教育や健康教育の実施体制の充実
- ・ 妊娠・出産の適齢期等に関する医学的知識や家族の大切さなどについて学ぶためのライフプラン教育の実施
- ・ 若者の予期せぬ妊娠等に関する相談に応じ、必要な支援につなげるために開設した「妊娠レスキューダイヤル」の普及

(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり (別冊7 P36)

(10年後にめざす姿)

育児中の家庭が孤立することなく、地域社会の見守りの中で、心身ともに過度の負担や不安を感じることなく育児ができ、子どもが健やかに成長しています。

(県の主な取組内容)

- ・ 市町が関係機関・団体、NPO法人、自治会等とのネットワークを構築し、支援体制を整備するための人材の育成 (一部再掲)
- ・ 市町における「孤立した家庭」を作らないための支援体制の整備についての助言 (一部再掲)
- ・ 少子化対策の取組と連携した、地域社会全体で育児中の家庭を見守り、支える風土の醸成と環境の整備

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 (別冊7 P38)

(10年後にめざす姿)

育児中の家族が、育児に対して行き詰まりや不安を感じた時に、気軽に相談することができる場があり、過度の負担や不安を感じることなく心身ともにゆとりを持って育児ができます。

(県の主な取組内容)

- ・ 要支援児・要支援家庭を早期に発見し、支援につなげるための市町の体制整備等の支援、働きかけ
- ・ 各市町における発達支援の総合窓口の設置等の働きかけ、および専門人材の育成、並びに「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入の促進

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策 (別冊7 P40)

(10年後にめざす姿)

児童虐待の未然防止や早期発見を可能とするため、行政や医療機関などの関係機関だけでなく、地域の住民なども含めた地域社会全体で児童虐待を防止するための取組が行われています。

(県の主な取組内容)

- ・ 児童虐待につながりやすい特定妊婦を妊娠初期から把握するために、各市町で使用する妊娠届出時アンケートの様式を統一
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の実施の促進
- ・ 警察、県・市教育委員会、市町との情報共有や意見交換を通じた、児童虐待防止に向けた取組の強化

5 計画の総合的な推進（別冊7 P42）

（1）県の役割

市町・関係団体等への情報提供等を通じて、県内の母子保健対策の推進に向けた関係機関・団体間での連携の強化を図ります。

県内市町における地域格差と取組格差の解消を図るため、各市町における課題分析や人材育成等について必要な助言・支援等を行うことにより、市町の地域の実情に応じた母子保健対策の推進を支援します。

（2）市町の役割

母子保健事業の主たる実施者として、課題の把握・分析を行ったうえで、それぞれの地域の実情に応じた母子保健対策の推進を図ります。

各種母子保健事業の実施にあたっては、県・県保健所等の関係機関・団体や地域住民と連携・協働して個々の状況に応じたきめ細かな母子保健サービスの提供を行います。

（3）関係団体の役割

医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体は、それぞれの分野において専門的な機能を活用した活動を行うとともに、県・市町等の関係機関や他の関係団体との連携・協働を通じて、地域の母子保健対策の推進を支援することが期待されます。

6 計画の進捗評価及び見直し（別冊7 P43）

進捗管理については、三重県母子保健報告等により数値目標等の達成状況を把握・評価し、三重県医療審議会健やか親子推進部会に報告したうえで、市町、関係機関、団体へ周知するとともに、県のホームページで公開します。

また、計画策定後、5年を目途に計画全体についての中間評価と必要な見直しを行います。

7 今後の予定

平成27年 2月	最終案について第4回三重県医療審議会 健やか親子推進部会で検討
3月	最終案を県議会で説明

重点課題ごとの成果指標一覧

別紙

① 地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
乳児死亡率(出生千対)	3.0 (H25)	減少	減少
幼児(1歳から4歳)死亡率(人口10万対)	19.2 (H25)	減少	減少
むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	86%	90%

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
十代の人工妊娠中絶率	5.9 (H25)	減少	減少
中学3年生(14歳)女生徒で体重が標準の -20%以下の割合	3.17% (H25年度)	減少	減少
十代の性感染症報告数(1定点あたり)	1.24 (H25 性器クラミジア) 0.06 (H25 淋菌感染症) 0.24 (H25 尖圭コンジローマ) 0.06 (H25 性器ヘルペス)	減少	減少

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
【新】住んでいる地域で子育てをしたいと思う 親の割合	94.6% (H26年度)	増加	増加
乳幼児の不慮の事故死亡率(人口10万対)	41.2 (H25 0歳) 3.2 (H25 1~4歳)	減少	減少

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26年度)	100%	100%

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
虐待による死亡件数(児童相談所関与)	0件 (H25.12)	0件	0件

(6) 生活困窮者自立支援制度の施行について

1 新たな生活困窮者自立支援制度の概要

生活困窮者自立支援法では、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的に、福祉事務所設置自治体（本県では三重県、14市、多気町）が、下記の支援事業を実施するものとされ、平成27年4月から施行されます。

【必須事業・・・全ての自治体を実施】

- ① 自立相談支援事業 …生活困窮者の就労その他の自立に関する相談支援。
(自治体直営のほか、社協等への外部委託可)
- ② 住居確保給付金の支給…離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給。

【任意事業・・・各自治体の実情に合わせて実施することができる】

- ① 就労準備支援事業 …就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。(外部委託可)
- ② 一時生活支援事業 …住居のない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や衣食を提供。(外部委託可)
- ③ 家計相談支援事業 …家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあつせん。(外部委託可)
- ④ 学習支援その他事業 …生活困窮家庭の子どもへの学習支援、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施。(外部委託可)

【費用】

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他事業：国庫補助1/2

2 平成26年度の取組

(1) 県の取組

・生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施

平成27年4月からの制度の施行が円滑に進むよう、県においても所管する郡部を対象に、国のモデル事業を活用して下記のとおり事業を実施しています。

(ア) 開始日時：平成27年1月16日(金)

(イ) 委託先：社会福祉法人三重県社会福祉協議会

(ウ) 対象地域：多気町を除く郡部

※モデル事業においては任意事業の実施はなく相談支援のみを実施。

・生活困窮者の就労に向けた訓練先開拓事業

新制度において知事が認定することとされる就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)について、事業を実施する法人等を開拓する事業を下記のとおり実施しています。

(ア) 実施期間：平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月

(イ) 委託先：特定非営利活動法人市民社会研究所（県北部）

特定非営利活動法人ワーカーズユープ（県南部）

(2) 市町の取組

・生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施

平成 26 年度は、下記のとおり、6 市がモデル事業を実施しています。

市名	実施事業				
	相談 支援	就労 準備	就労 訓練	家計 相談	学習 支援
四日市市	○	○			
伊勢市	○	○	○		○
桑名市	○				
伊賀市	○	○	○	○	○
名張市	○	○	○	○	○
志摩市	○	○	○	○	

(注)

相談支援…自立相談支援モデル事業

就労準備…就労準備支援モデル事業

就労訓練…「就労訓練事業の推進」モデル事業

家計相談…家計相談支援モデル事業

学習支援…生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業

※モデル事業では自立相談支援モデル事業が必須となっています。

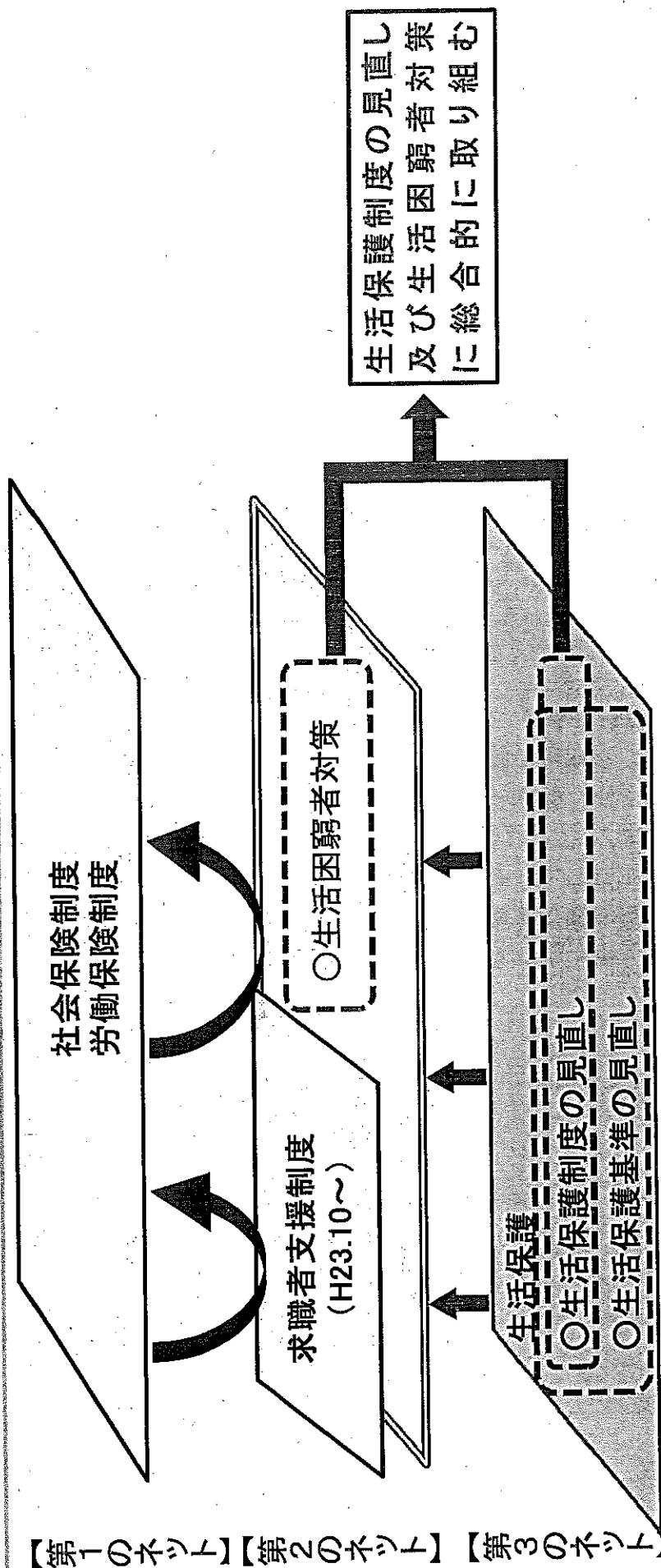
3 平成 27 年度の取組予定

県としては、多気町を除く郡部において、必須事業だけでなく任意事業にも取り組む方向で検討を行っており、14 市及び多気町でも実施する事業の検討が行われています。

また、市町に対して、必要な情報の提供や意見交換の場の設定、自立相談支援事業に関する研修の実施等を通じて支援を行うとともに、引き続き任意事業への積極的な取組を促していきたいと考えています。

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。

二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
- ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

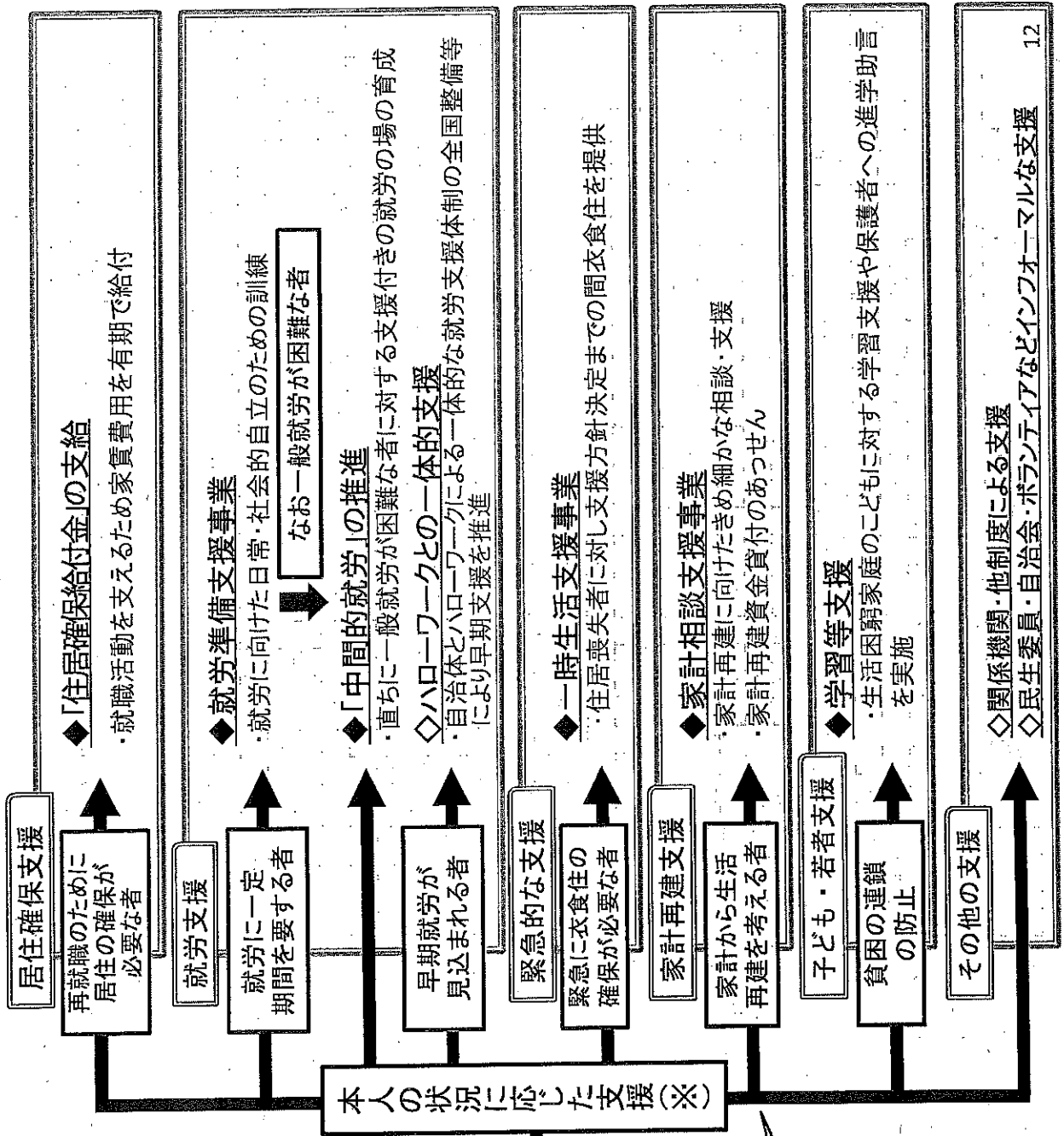
4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度



包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意